

平成29年度 第1回上越市福祉有償運送運営協議会次第

日時：平成29年7月21日（金）10：00～

場所：上越市市民プラザ 第4会議室

1. 開 会

2. 協議会委員の変更について

3. 議 題

(1) 平成28年度福祉有償運送の実績報告について

資料1

(2) 登録団体の更新に係る審議について

資料2

登録団体からの説明

- ・NPO 法人 NPO 雪のふるさと安塚
- ・NPO 法人 スキップ

監査実施報告

更新審議

4. その他

5. 閉 会

参考資料1

上越市福祉有償運送運営協議会設置要綱

参考資料2

上越市版ガイドライン

上越市福祉有償運送運営協議会委員

(敬称略)

	区 分	氏 名	役 職 等	協議会役職	備考
1	新潟運輸支局の職員	竹 村 康 仁	新潟運輸支局 輸送監査部門 首席運輸企画専門官		
2	公共交通機関について 識見を有する人	樋 口 秀	長岡技術科学大学 環境・建設系 准教授	会長	
3	福祉有償運送を実施する 団体を代表する人	伊 藤 桂 子	上越福祉会 かなやの里更生園 次長		新任
4	"	竹 内 敬 次	NPO法人 NPO雪のふるさと安塚 事務局長		新任
5	福祉有償運送の利用者	山 川 美 香	福祉有償運送の利用者の保護者		
6	タクシー事業者 その他交通機関関係者	野 本 宏 之	上越市ハイヤー協会副会長 (頸城ハイヤー株式会社代表取締役社長)		
7	"	牧 野 章 一	上越市ハイヤー協会幹事 (アイエムタクシー株式会社代表取締役社長)		
8	"	丸 山 浩 秋	全国交通運輸労働組合総連合信越地方総支部 ハイヤー・タクシー部会 書記長		
9	市長が必要と認める人	板 垣 島美子	上越市地域公共交通活性化協議会委員	副会長	
10	本市の職員	黒 木 英 文	企画政策部長		
11	"	八 木 智 学	健康福祉部長		
計	11人 (男性9人、女性2人)				

任期：平成28年7月1日～平成30年6月30日

上越市福祉有償運送小委員会委員

(敬称略)

	区 分	氏 名	役 職 等	委員会	備考
1	福祉有償運送を実施する 団体を代表する人	伊 藤 桂 子	上越福祉会 かなやの里更生園 次長		新任
2	"	竹 内 敬 次	NPO法人 NPO雪のふるさと安塚 事務局長		新任
3	タクシー事業者 その他交通機関関係者	野 本 宏 之	上越市ハイヤー協会副会長 (頸城ハイヤー株式会社代表取締役社長)		
4	"	牧 野 章 一	上越市ハイヤー協会幹事 (アイエムタクシー株式会社代表取締役社長)		
5	本市の職員	八 木 智 学	健康福祉部長	委員長	

任期：平成28年7月1日～平成30年6月30日

福祉有償運送実績(平成26年度～平成28年度)

【5団体合計】

区 分	平成26年度 (H27.3未実績)			平成27年度 (H28.3未実績)			平成28年度 (H29.3未実績)			年度比較 (H27～H28)			比較状況
	普通車	軽自動車	合計	普通車	軽自動車	合計	普通車	軽自動車	合計	普通車	軽自動車	合計	
車両の種類 (台)													
登録車両台数計 (台)	27	23	50	25	23	48	23	25	48	2	2	0	車両合計の増減なし
車いす (台)	3	5	8	3	5	8	3	5	8	0	0	0	
回転シート (台)	1	2	3	1	2	3	1	2	3	0	0	0	
セダン車両 (台)	23	16	39	21	16	37	19	18	37	2	2	0	
運転者数計 (人)			65			65			61			4	運転手は微減状況
1種免許取得者 (人)			61			60			57			3	
2種免許取得者 (人)			4			5			4			1	
登録利用会員数計 (人)			326			330			196			134	「みんなでききる」の行動援護・移動支援サービス休止に伴う登録会員の減(106名) 他4団体については全体で微減状況
身体障害 (人)			55			61			54			7	
要介護 (人)			51			53			33			20	
要支援 (人)			43			53			45			8	
その他(知的・精神障害) (人)			177			163			64			99	
運行距離数 (km)			81,905			77,169			55,903			21,266	「三和区振興会」 長期末利用者の会員を整理し、継続しなかったことによる減(552,750円) 「みんなでききる」 行動援護・移動支援サービス休止に伴う利用実績の減(992,880円) 「かなやの里更生園」 「みんなでききる」の行動援護・移動支援サービス休止に伴う利用実績の増(247,740円) 待機料金については、平成28年度から「NPO雪のふるさと安塚」が受領を開始
運送回数 (回)			6,101			5,664			4,122			1,542	
運送収入 (円)			5,536,370			5,003,300			3,610,970			1,392,330	
待機料金 (円)			-			-			76,000			76,000	
主な利用目的、行き先 (毎年度3月実績) (人)			451			388			366			22	全体として減少傾向 利用目的について通院の利用が減少し、外出支援による利用が増加
通院 (人)			232			197			157			40	
通学 (人)			17			16			14			2	
通所 (人)			7			21			18			3	
買い物 (人)			71			3			11			8	
外出支援 (人)			121			121			146			25	
その他 (人)			3			30			20			10	

福祉有償運送実績(平成26年度～平成28年度)

NPO法人雪のふるさと安塚

区分	平成26年度 (H27.3末実績)			平成27年度 (H28.3末実績)			平成28年度 (H29.3末実績)			年度比較 (H27～H28)			比較状況
	普通車	軽自動車	合計	普通車	軽自動車	合計	普通車	軽自動車	合計	普通車	軽自動車	合計	
車両の種類 (台)													
登録車両台数計 (台)	13	9	22	13	9	22	11	11	22	2	2	0	車両合計の増減なし
車いす (台)	0	1	1	0	1	1	0	1	1	0	0	0	
回転シート (台)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
セダン車両 (台)	13	8	21	13	8	21	11	10	21	2	2	0	
運転者数計 (人)			20			20			20			0	増減なし
1種免許取得者 (人)			18			18			18			0	
2種免許取得者 (人)			2			2			2			0	
登録利用会員数計 (人)			70			72			62			10	死亡、転出等により会員数減
身体障害 (人)			22			24			28			4	
要介護 (人)			29			26			15			11	
要支援 (人)			19			22			19			3	
その他(知的・精神障害) (人)			0						0			0	
運行距離数 (km)			8,119			9,450			9,289			161	利用実績はほぼ変わらず H28年度から待機料金を受領
運送回数 (回)			688			734			669			65	
運送収入 (円)			568,330			661,500			650,230			11,270	
待機料金 (円)			-			-			76,000			76,000	
主な利用目的、行き先 (毎年度3月実績) (人)			90			72			56			16	3月の利用実績は前年度から減少。 利用目的は変わらず「通院」
通院 (人)			89			72			54			18	
通学 (人)			0			0			0			0	
通所 (人)			0			0			0			0	
買い物 (人)			1			0			1			1	
外出支援 (人)			0			0			1			1	
その他 (人)			0			0			0			0	

NPO法人三和区振興会

区分	平成26年度 (H27.3末実績)			平成27年度 (H28.3末実績)			平成28年度 (H29.3末実績)			年度比較 (H27～H28)			比較状況
	普通車	軽自動車	合計	普通車	軽自動車	合計	普通車	軽自動車	合計	普通車	軽自動車	合計	
車両の種類 (台)													
登録車両台数計 (台)	2	1	3	0	1	1	0	1	1	0	0	0	増減なし
車いす (台)	0	1	1	0	1	1	0	1	1	0	0	0	
回転シート (台)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
セダン車両 (台)	2	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
運転者数計 (人)			2			2			4			2	運転手の人数は増 (但し、専従の運転手は1名)
1種免許取得者 (人)			1			0			2			2	
2種免許取得者 (人)			1			2			2			0	
登録利用会員数計 (人)			59			70			55			15	長期未利用者の会員を整理し、継続しなかったことによる減
身体障害 (人)			15			19			18			1	
要介護 (人)			19			20			13			7	
要支援 (人)			22			29			23			6	
その他(知的・精神障害) (人)			3			2			1			1	
運行距離数 (km)			14,756			11,591			6,985			4,606	長期未利用者の会員を整理し、継続しなかったことによる減。
運送回数 (回)			1,830			1,351			761			590	
運送収入 (円)			1,770,720			1,390,920			838,200			552,720	
主な利用目的、行き先 (毎年度3月実績) (人)			102			80			70			10	利用回数は若干の減 利用目的は「通院」
通院 (人)			94			79			70			9	
通学 (人)			0			0			0			0	
通所 (人)			0			0			0			0	
買い物 (人)			5			0			0			0	
外出支援 (人)			0			0			0			0	
その他 (人)			3			1			0			1	

福祉有償運送実績(平成26年度～平成28年度)

NPO法人 スキップ

区 分	平成26年度 (H27.3未実績)			平成27年度 (H28.3未実績)			平成28年度 (H29.3未実績)			年度比較 (H27～H28)			比較状況
	普通車	軽自動車	合計	普通車	軽自動車	合計	普通車	軽自動車	合計	普通車	軽自動車	合計	
車両の種類 (台)													
登録車両台数計 (台)	3	4	7	3	4	7	3	4	7	0	0	0	増減なし
車いす (台)	1	1	2	1	1	2	1	1	2	0	0	0	
回転シート (台)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
セダン車両 (台)	2	3	5	2	3	5	2	3	5	0	0	0	
運転者数計 (人)			8			8			8			0	増減なし
1種免許取得者 (人)			8			8			8			0	
2種免許取得者 (人)			0			0			0			0	
登録利用会員数計 (人)			30			30			34			4	知的・精神障害者の会員増
身体障害 (人)			7			9			8			1	
要介護 (人)			3			7			5			2	
要支援 (人)			2			2			3			1	
その他(知的・精神障害) (人)			18			12			18			6	
運行距離数 (km)			17,224			14,840			12,760			2,080	利用実績は微減
運送回数 (回)			1,528			1,667			1,528			139	
運送収入 (円)			688,960			593,600			510,400			83,200	
主な利用目的、行き先 (毎年度3月実績) (人)			98			149			142			7	通院が減少し、障害者の利用「通所」「外出支援」が増加
通院 (人)			49			45			33			12	
通学 (人)			17			16			14			2	
通所 (人)			7			21			18			3	
買い物 (人)			0			3			10			7	
外出支援 (人)			25			35			47			12	
その他 (人)			0			29			20			9	

社会福祉法人 みんなでいきる

区 分	平成26年度 (H27.3未実績)			平成27年度 (H28.3未実績)			平成28年度 (H29.3未実績)			年度比較 (H27～H28)			比較状況
	普通車	軽自動車	合計	普通車	軽自動車	合計	普通車	軽自動車	合計	普通車	軽自動車	合計	
車両の種類 (台)													
登録車両台数計 (台)	5	5	10	5	5	10	5	5	10	0	0	0	増減なし
車いす (台)	2	1	3	2	1	3	2	1	3	0	0	0	
回転シート (台)	0	1	1	0	1	1	0	1	1	0	0	0	
セダン車両 (台)	3	3	6	3	3	6	3	3	6	0	0	0	
運転者数計 (人)			18			18			18			0	増減なし
1種免許取得者 (人)			18			18			18			0	
2種免許取得者 (人)			0			0			0			0	
登録利用会員数計 (人)			116			106			0			106	行動援護・移動支援サービス休止 (H28.2末)に伴い、登録会員減少
身体障害 (人)			11			9			0			9	
要介護 (人)			0			0			0			0	
要支援 (人)			0			0			0			0	
その他(知的・精神障害) (人)			105			97			0			97	
運行距離数 (km)			16,056			18,548			0			18,548	行動援護・移動支援サービス休止 (H28.2末)に伴い、利用実績なし
運送回数 (回)			763			856			0			856	
運送収入 (円)			963,360			992,880			0			992,880	
主な利用目的、行き先 (毎年度3月実績) (人)			65			0			0			0	行動援護・移動支援サービス休止 (H28.2末)から利用実績なし
通院 (人)			0			0			0			0	
通学 (人)			0			0			0			0	
通所 (人)			0			0			0			0	
買い物 (人)			65			0			0			0	
外出支援 (人)			0			0			0			0	
その他 (人)			0			0			0			0	

福祉有償運送実績(平成26年度～平成28年度)

社会福祉法人 上越福祉会 かなやの里更生園

区 分	平成26年度 (H27.3未実績)			平成27年度 (H28.3未実績)			平成28年度 (H29.3未実績)			年度比較 (H27～H28)			比較状況
	普通車	軽自動車	合計	普通車	軽自動車	合計	普通車	軽自動車	合計	普通車	軽自動車	合計	
車両の種類 (台)													
登録車両台数計 (台)	4	4	8	4	4	8	4	4	8	0	0	0	増減なし
車いす (台)	0	1	1	0	1	1	0	1	1	0	0	0	
回転シート (台)	1	1	2	1	1	2	1	1	2	0	0	0	
セダン車両 (台)	3	2	5	3	2	5	3	2	5	0	0	0	
運転者数計 (人)			17			17			11			6	法人内の人事異動等により業務に従事する運転手の減
1種免許取得者 (人)			16			16			11			5	
2種免許取得者 (人)			1			1			0			1	
登録利用会員数計 (人)			51			52			45			7	長期未利用者の会員を継続しなかったことによる減
身体障害 (人)			0			0			0			0	
要介護 (人)			0			0			0			0	
要支援 (人)			0			0			0			0	
その他(知的・精神障害) (人)			51			52			45			7	
運行距離数 (km)			25,750			22,740			26,869			4,129	他の行動援護事業所が休止したことにより、利用実績が増加
運送回数 (回)			1,292			1,056			1,164			108	
運送収入 (円)			1,545,000			1,364,400			1,612,140			247,740	
主な利用目的、行き先 (毎年度3月実績) (人)			96			87			98			11	利用実績は微増傾向。利用目的は変わらず「外出支援」
通院 (人)			0			1			0			1	
通学 (人)			0			0			0			0	
通所 (人)			0			0			0			0	
買い物 (人)			0			0			0			0	
外出支援 (人)			96			86			98			12	
その他 (人)			0			0			0			0	

福祉有償運送 更新内容一覧

【更新団体】

団 体 名	更 新 内 容		
	項 目	平成 26 年申請内容	平成 29 年申請(案)
NPO 法人 NPO 雪のふるさと安塚 登録番号 【北新福第 15 号】	住 所	安塚区安塚 777	安塚区安塚 777
	代 表	松永 剛	松永 剛
	登録者数	62 人 ・介護認定者 41 人 ・身体障害者 21 人	56 人 ・介護認定者 31 人 ・身体障害者 25 人
	車両台数	15 台 ・車いす車 1 台 ・回転シート車 1 台 ・セダン車 13 台	15 台 ・車いす車 1 台 ・セダン車 14 台
	運転者数	13 人 ・1 種免許 12 人 ・2 種免許 1 人	13 人 ・1 種免許 11 人 ・2 種免許 2 人
	金 額	70 円/km	70 円/km 待機料金あり (別紙「運賃及び料金一覧」 参照)

【更新団体】

団 体 名	更 新 内 容		
	項 目	平成 26 年申請内容	平成 29 年申請(案)
NPO 法人 スキップ 登録番号 【北新福第 19 号】	住 所	大貫 4 丁目 23-14	大町 2 丁目 2 番 30 号 ピアハイム高田 702 号
	代 表	丸山 柁子	倉石 忠一
	登録者数	30 人 ・介護認定者 3 人 ・身体障害者 9 人 ・その他障害者 18 人	32 人 ・介護認定者 6 人 ・身体障害者 8 人 ・その他障害者 18 人
	車両台数	8 台 ・車いす車 2 台 ・セダン車 6 台	9 台 ・車いす車 2 台 ・セダン車 7 台
	運転者数	9 人 ・1 種免許 9 人 ・2 種免許 0 人	9 人 ・1 種免許 9 人 ・2 種免許 0 人
	金 額	40 円/km	40 円/km

上越市福祉有償運送運営協議会設置要綱

(設置)

第1条 道路運送法(昭和26年法律第183号)第78条第2号の規定による福祉有償運送の必要性並びに福祉有償運送を行う場合における安全の確保及び旅客の利便の確保に係る方策等を協議するため、上越市福祉有償運送運営協議会(以下「協議会」という。)を置く。

(所掌事項)

第2条 協議会は、次に掲げる事項について協議し、その結果を市長に答申するものとする。

- (1) 福祉有償運送の必要性
- (2) 福祉有償運送を行う場合における安全の確保に関する方策
- (3) 福祉有償運送を行う場合における旅客の利便の確保に関する方策
- (4) その他市長が福祉有償運送に関し必要と認める事項

(組織)

第3条 協議会は、次に掲げる人のうちから市長が委嘱し、又は任命する14人以内の委員をもって組織する。

- (1) 新潟運輸支局の職員
- (2) 公共交通機関について識見を有する人
- (3) 福祉有償運送を実施する団体を代表する人
- (4) 福祉有償運送の利用者
- (5) タクシー事業者その他交通機関関係者
- (6) 公募に応じた市民
- (7) 本市の職員
- (8) その他市長が必要と認める人

(委員の任期)

第4条 協議会の委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 協議会に会長及び副会長1人を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。
- 3 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 6 条 協議会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員全員の同意を得て決定することを原則とする。

(関係者の出席等)

第 7 条 協議会は、調査又は審議に必要があると認めるときは、関係者の出席を求めて意見若しくは説明を聴き、又は関係者に対して必要な資料の提出を求めることができる。

(小委員会)

第 8 条 協議会に小委員会を置く。

2 小委員会は、次に掲げる委員 5 人以内をもって組織する。

(1) 第 3 条第 3 号に規定する委員 2 人

(2) 第 3 条第 5 号に規定する委員 2 人

(3) 第 3 条第 7 号に掲げる人のうちから任命された委員 1 人

3 小委員会に委員長を置く。

4 委員長は、第 2 項の委員のうちから会長が指名する。

5 小委員会の会議は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

6 小委員会は、福祉有償運送を行おうとする団体が新潟運輸支局に提出する次に掲げる書類の内容を確認し、及び福祉有償運送を行う団体が法令その他協議会の方針等を遵守しているかを監査し、その結果を協議会に報告するものとする。

(1) 利用者名簿

(2) 運転者名簿

(3) 自動車の運転免許証

(4) 車両登録簿

(5) 自動車検査証

(6) 自動車保険又は自動車共済の証書

(7) その他協議会が必要と認める書類

(庶務)

第 9 条 協議会の庶務は、福祉課において処理する。

(その他)

第 10 条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

附 則

(実施期日)

1 この要綱は、平成18年2月10日から実施する。

(任期の特例)

2 平成20年4月30日に現に委嘱され、又は任命されている委員の任期は、第4条の規定にかかわらず、委嘱又は任命の日から平成22年6月30日までとする。

附 則

この要綱は、平成18年5月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成18年12月27日から実施する。

附 則

この要綱は、平成20年4月30日から実施する。

上越版ガイドライン

太字・・・上越市福祉有償運送運営協議会独自の取り決め

項 目		
(1)	運送主体	<ul style="list-style-type: none"> * 地方公共団体の長から具体的な協力依頼を受けた以下の団体で、営利を目的としない法人 ・ NPO 法人、社会福祉法人、医療法人等の非営利法人
(2)	運送対象	<p>対象</p> <ul style="list-style-type: none"> * あらかじめ登録をした会員及びその付添い人 ・ 介護保険法に基づく要介護及び要支援の認定を受けている者 ・ 身体障害者福祉法に基づく身体障害者手帳の交付を受けている者 ・ 肢体不自由又は内部障害（人工血液透析を受けている場合を含む）若しくは精神障害、知的障害等により独立をした歩行が困難であり、単独での公共交通機関の利用が困難な者
	形態	<ul style="list-style-type: none"> * 運送の発地又は着地のいずれかが上越区域内にあること。 * 原則として当分の間、運送の発地又は着地のいずれかが申請団体の区域内であること。ただし、合意事項で特に認められた NPO 法人等にあっては例外とする。
(3)	使用車両	<ul style="list-style-type: none"> * 福祉有償運送にあっては、車いす若しくはストレッチャーのためのリフト、スロープ、寝台等の特殊な設備を設けた自動車、又は回転シート、リフトアップシート等の乗降を容易にするための装置を設けた自動車及びセダン型等の一般車両の使用が可能 * 新たに運送主体として認可された NPO 法人等は、努力目標として、更新時まで最低 1 台は福祉車両を所有すること。
	使用権原	<ul style="list-style-type: none"> * 運送主体と自家用自動車を提供する運転会員との間で車両の使用に関する契約が書面で行われていること。 * 当該契約において有償運送の管理、運営、事故・苦情対応について運送主体が責任を負うことが明確化されていること。 * 利用者に対し、事故発生、苦情等の対応について運送主体の責任者及び連絡先が明りょうに表示されていること。
	車両の表示	<ul style="list-style-type: none"> * 有償運送の許可を得た後、使用自動車の車体の側面に外部から見やすいように表示する。
(4)	運転者	<ul style="list-style-type: none"> * 普通二種免許を有することを基本としつつ、これによりがたい場合には次の点を考慮して十分な能力及び経験を有している者とする。また、2 種免許は更新時まで取得するよう努力すること。 ・ 過去 3 年間運転免許停止処分を受けていないこと。 ・ 実車を伴う特定任意講習を受講した者であること。 ・ 福祉移送に必要な研修を終了した者であること。 ・ 定期的な交通安全講習を受講した者であること。 ・ 運転者の年齢を、おおむね 70 歳以下とすること。
(5)	損害賠償措置	<ul style="list-style-type: none"> * すべての使用車両が、対人無制限・対物 500 万円以上・搭乗者障害特約付の任意保険等（共済含む）に加入していること。
(6)	運送の対価	<ul style="list-style-type: none"> * 当該地域における一般乗用旅客自動車運送事業の上限運賃額のおおむね 2 分の 1 を目安に、地域の特性等を勘案しつつ営利に至らない範囲において定めるものとする。

(7)	管理運営体制	<p>【運行管理業務】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・安全運転を確保するために運行管理者は運転者に対し、運行の開始前及び運行の終了後に点呼を行うこと。 ・運転者は、運行終了後速やかに運行記録を運行管理者に報告すること、運行記録は車両ごとに記録し、かつ整理して2年間保有すること。 ・研修及び指導監督について、運転者に「安全運転研修」等の徹底を図り、安全確保に努めるとともに、整備管理者と協力して輸送の安全と利用者の利便確保のために誠実にその任務を遂行するよう指導監督すること。 <p>【整備管理業務】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・整備管理者は、自動車の安全運行を確保するため、その運行の開始前に点検基準による日常点検を自ら実施するか、又は乗務する運転者が実施すること。 ・整備管理者は、自動車の安全運行の確保と経済的使用を図るために定期点検整備計画を立てて確実に実施し、点検整備の実施結果を点検整備記録簿及び記録表に所定の事項を記入し保管すること。 <p>【事故に対する対応】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事故発生時の対応についての教育指導について、運行管理者は、運転者に対して車両運行中に万一事故が発生した場合の対応事項について、次のとおり周知徹底を図ることとする。 <ul style="list-style-type: none"> 緊急救命措置の研修を行うこと。 事故の続発を防ぐための処置を講ずること。 死傷者のあるときは、速やかに応急手当その他の必要な措置を講ずること。 消防署・警察署に報告し、指示を受けること。 運行管理者に緊急連絡をして指示を受けること。 ・事故発生時の対応について、運行管理者は、運転者その他の者から事故が発生した旨の連絡を受けたときは、次のとおり措置を講ずること。 <ul style="list-style-type: none"> 直ちに事故の続発防止、負傷者の救急等所要の措置を講ずるよう指示すること。 軽微な事故を除き必ず現場に急行し、発生状況等原因を調査すること。 できる限り目撃者、相手方の意見を聴取すること。 把握した事故の状況等を市に連絡すること。 重大な事故のときは、市に連絡するとともに、新潟運輸支局に連絡すること。 事故（軽微な事故も含む）については、内容、原因等を記録し、運営協議会の場で報告すること。 事故報告書を市に提出すること。 <p>【苦情に関する対応】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・運行管理者は、利用者からの苦情及び苦情に関する情報を受けたときは、次のとおり措置を講ずる。 <ul style="list-style-type: none"> 苦情の内容を調査し、改善に向けた対応を図ること。 改善に向けた解決策を検討し、必要に応じてその結果を利用者に回答すること。 苦情の内容及び改善に向けた解決策を市に報告すること。 苦情については、その内容、原因、解決策等を記録し、運営協議会の場で報告すること。 苦情対応報告書を市に提出すること。 ・市は、利用者から苦情及び苦情に関する情報を受けたときは、次のとおり措置を講ずる。 <ul style="list-style-type: none"> 利用者からの苦情及び苦情に関する情報を運行管理者に連絡すること。 改善に向けた解決策の実現に向けての相談に応じること。 <p>【その他有償運送条件確保に関する対応】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市は業務管理等が適正に行われているか定期的に監査をする。 <ul style="list-style-type: none"> 運送主体は、四半期ごとに「福祉有償運送運営状況報告」を提出する。 運行管理者は常に万全の注意を図り運送の確保に努める。
(8)	法令遵守	<p>* 道路運送法第7条の欠格事項に該当しない旨、「宣誓書」を団体とその役員による提出で対応</p>